

合併協定書

平成17年8月26日

高松市 ・ 牟礼町

1 合併の方式

木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

牟礼町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。

当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2人とする。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

牟礼町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、

1 牟礼町地域に係る法人市民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

(3) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

2 牟礼町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

3 牟礼町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

牟礼町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い

牟礼町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

ただし、牟礼町の教育と文化の町宣言については、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていくものとする。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。

牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐ。

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となる

よう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続を行う。

牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

牟礼町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24 - 1 都市提携

都市提携については、高松市の制度に統一する。

エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行す

るものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。

牟礼村との交流については、合併時までには、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。

24 - 2 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24 - 3 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。

防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。

24 - 4 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 5 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 6 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、

高松市に引き継ぐ。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 7 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

合併時において、牟礼町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用する。

牟礼町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。

ただし、利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。

牟礼町の「喫茶あんだら話事業」及びいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。

24 - 8 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 9 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。

牟礼町の「母と子の集いの家」については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。

牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。

ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。

牟礼町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。

牟礼町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

牟礼町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 - 10 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。

緊急通報装置貸与等事業の牟礼町地域における通報システム及び福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行のとおりとする。

牟礼町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 11 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。

24 - 12 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。

牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。

ごみ処理事業（手数料）に係る牟礼町地域の破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

24 - 13 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。

牟礼町の中小企業等融資制度に係る利子補給については、合併時に、

牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。

牟礼町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時まで償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。

牟礼町の久通集会所については、高松市に引き継ぐ。

牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。

牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施する。

牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」への補助については、引き続き実施する。

牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

24 - 14 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

牟礼町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。

牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。

東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。

合併時に、牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき、利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。

土地改良事業については、牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施する。

牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助及び有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、平成21年度まで実施する。

24 - 15 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。

牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。

牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

急傾斜地崩壊対策事業に係る牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。

牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。

牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。
水防対策に係る牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。

牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。

合併時において、牟礼町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

牟礼町の漁港施設占用料及び利用料・使用料並びに港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のと

おりとする。

24 - 16 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

24 - 17 上水道事業

牟礼町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 - 18 下水道事業

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

水洗便所改造資金支援制度により、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用する。

牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 19 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整する。

24 - 20 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

牟礼町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施する。

牟礼町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとし、障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとし、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

牟礼町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

牟礼町の園区については、現行のとおり継続する。

24 - 21 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度か

ら、高松市の制度に統一する。

牟礼町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。

ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。

牟礼町の公民館の開館時間、公民館事業、使用料等については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。

牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続する。

牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

牟礼町地域の体育施設の管理運営については、直営とする。

なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。

牟礼町地域の校区子ども会、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、体育協会、スポーツ少年団及び「むれスポーツフェスタ」への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

24 - 22 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。

石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。

栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。

24 - 23 その他の事業

外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容については、高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。

情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

夢励人プロジェクト

牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行う。

水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

牟礼町斎苑については、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。

牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

市民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時まで調整する。

幼保一元化事業

牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐ。

25 合併基本計画

合併基本計画については、別冊のとおり定める。

(別紙)

市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項及び第2項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第22条第1項の規定に基づく審議会として、合併前の牟礼町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市牟礼地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成18年1月10日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の変更に関すること。
- (3) 牟礼町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成18年1月10日から施行する。

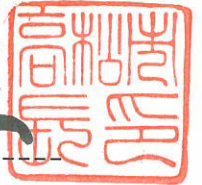
調 印 書

高松市、牟礼町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく高松市・牟礼町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成17年8月26日

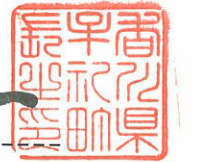
高松市長

増田昌三



牟礼町長

高木英一



(立会人)

香川県知事

真鍋武紀

立 会 人

(高 松 市)

合併協議会委員

井 竿 辰 夫

合併協議会委員

三 笠 輝 彦

合併協議会委員

住 谷 幸 伸

合併協議会委員

小 口 徹 弘

合併協議会委員

谷 本 繁 男

合併協議会委員

森 反 芳 子

合併協議会委員

山 崎 毅 剛

合併協議会委員

香 川 深 雪

合併協議会委員

加藤博美

合併協議会委員

小西百々代

(牟礼町)

合併協議会委員

三野重忠

合併協議会委員

孫井勇

合併協議会委員

三野ハル子

合併協議会委員

斎藤隆

合併協議会委員

永田安男

合併協議会委員

井上孝志

合併協議会委員

有岡信次

合併協議会委員

浜川憲博

合併協議会委員

村上貞夫

合併協議会委員

河野千代